

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

新入社員の手続きはお済みですか?

新年度がスタートして約1ヶ月が経ちました。新しく入社した社員に関する手続きはお済みでしょうか。次の要件に該当する場合は労働保険、社会保険の加入手続きが必要になりますので、今一度ご確認をお願いします。

(厚生年金保険の被保険者数が常時 501 人以上の適用事業所は別途要件があります。)



	加入要件	届出先
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業に常時雇用される労働者 ・パートタイム労働者 次の①②のいずれにも該当する場合、加入手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ②31 日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること 	管轄の ハローワーク
健康保険 厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所に常時使用される労働者 ・パートタイム労働者 次の①②のそれぞれに該当する場合、原則として加入手続きが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ①1ヶ月の所定労働日数が一般社員のおおむね 4 分の 3 以上である場合 ②1 日又は 1 週間の所定労働時間が一般社員のおおむね 4 分の 3 以上である場合 	管轄の 年金事務所

【厚生労働省より】

退職者の手続き、忘れていたことはありませんか?

新入社員が入ってくる一方、退職した従業員も多くなると思われます。従業員の退職時には、社会保険・雇用保険の喪失手続きに加え、給与からの社会保険料・住民税の徴収など、様々な事務作業が必要です。以下に退職時の保険関係・税務関係事務をまとめていますので、この機会にご確認をお願いします。

退職までの保険関係事務

退職月分の 社会保険料の徴収	社会保険料は、資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の前月分まで徴収します。(原則、翌月控除) 退職日が月末(資格喪失日は翌月1日)の場合は注意!! 4/15 退職(4/16 資格喪失)・・・保険料は3月分まで 4/30 退職(5/1 資格喪失)・・・ 保険料は4月分まで	退職までの社会保険料、住民税等の徴収額がいくらになるか計算しておきましょう! 最後の給与と計算期間が短い場合には、最終給与では全てを控除しきれないこともあります!!
健康保険証の回収	被扶養者を含めた全ての健康保険被保険者証を回収します。	
退職後の保険関係事務		
社会保険資格喪失	年金事務所に「資格喪失届」を提出します。	
雇用保険資格喪失	公共職業安定所(ハローワーク)に「資格喪失届」を提出します。	
離職証明書の提出	雇用保険の資格喪失届に「離職証明書」を添えて公共職業安定所に提出します。 ⇒退職者用に交付される「離職票1」「離職票2」を速やかに本人に渡します。退職者が失業給付を受給する時に必要な書類です。	

退職までの税務関係事務

給与に関する事務 (住民税の徴収)	1月～4月退職・・・毎月納付分に加えて5月までの残りの未徴収税額を一括徴収します。 5月～12月退職・・・毎月納付分のみ徴収し、以後は原則として普通徴収に切り替わります。
退職金に関する事務	退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、会社で保管します。
その他	通勤定期代の清算、給与天引きの保険や財形貯蓄の手続き、等

退職後の税務関係事務

源泉徴収票の交付	給与所得、退職所得の「源泉徴収票」を作成し、退職者に交付します。
住民税の異動	「給与所得者異動届出書」を作成し、特別徴収している市区町村に提出します。

【厚生労働省・国税庁より】